

「後期高齢支援システム標準化検討会市区町村 WT」

第4回議事概要

日 時：令和4年12月8日（木） 13：30～16：15

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

宮崎 綾	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
岩村 幸治	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主任
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
登 大輝	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主任

（オブザーバー）

丸尾 豊	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
荻本 陵史	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
宮本 寛太	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 事務官
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
中江 遼太郎	厚生労働省保険局高齢者医療課 課長補佐
浅見 雅彦	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 標準仕様書 1.1 版に向けた各種課題の対応について
3. 標準仕様書 1.1 版（案）について
4. 今後の依頼事項について

【意見交換（概要）】

（標準仕様書 1.1 版に向けた各種課題の対応について）

○ （2.1 デジタル庁における検討事項と対応方針について）

デジタル庁において共通仕様の検討が進められている中で、独自施策システムとして統合宛名システムを残すと整理されている。広域標準システムにおいては、市町村から受け取る団体内統合宛名番号に関連して課題等はあるか。

⇒ご質問いただいている内容については、住記システムなどで管理されている「宛名番号」についてという前提でご回答をさせていただく。広域連合は、後期高齢支援システムからは住記や住登外のインタフェースに準拠した形で宛名番号を連携されている。そのため、統合宛名システムが残った場合でも受領する宛名番号は従前と変わらないため、特に問題はないと考えている。影響があるとすれば、連携時に宛名番号を従前とは別の番号形態に振り直した場合や、桁数を変更した場合は広域標準システム側で別人として判定されてしまうため、注意が必要である。例えば、現時点広域標準システムは宛名番号を 16 桁としているが、データ要件においては 15 桁と規定されており、今後 15 桁で連携された場合は別人として扱われてしまうといった課題がある。

⇒広域標準システムにおいては、従来の住記システムの仕様にばらつきがあったことから、各住記システムの仕様に応じた宛名番号の変換機能を介してデータを取り込んでいるという認識である。今回、標準化によって住記システムの仕様を統一し、このような変換機能については廃止することを見据えていたと考えているが、今後も独自施策システムとして統合宛名システムが残ることから、変換機能は縮小できるものの、廃止することはできないという理解でよいか。

⇒広域標準システムでは、基本的に外部インタフェースとして規定している通りのデータが来ることを想定している仕様となっている。どちらかというに変換機能については後期高齢支援システムが保持しているという認識であり、その機能については変わらず機能・帳票要件などにおいても規定として残る形になるという認識である。

(4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について)

令和4年12月7日に実施された国保のワーキングチームにて、個々のワーキングで議論をするのではなく、デジタル庁主導のもと、各業務で統一した見解を示して欲しいとの意見がベンダ構成員から挙がっている。

⇒資料18ページにて、広域標準システムの改修完了の想定が令和7年度以降とあるが、その時期は各団体において標準準拠システムへの切替を行っている時期でもあるため、その点についても留意して欲しい。

⇒本件について、国保と同様にデジタル庁の検討結果を待つこととし、標準仕様書について記載修正は行わない方針でよいか。

⇒文字要件については令和4年8月31日にデータ要件・連携要件標準仕様書で示しているが、具体的な内容については引き続き関係府省と検討を進めており、その結果を踏まえて令和5年3月末に改版を予定している。また、改版までに決まった方針等については随時発信していく。

⇒デジタル庁から情報が示される時期によって、後期高齢支援システム標準仕様書第1.1版に取り込めない場合もあるが、やむを得ないといった理解でよいか。

⇒各業務の標準仕様書において、文字要件に準ずる旨の記載をされているため、検討結果を踏まえ追記が必要となった場合は、改めて各業務の標準仕様書に追記を依頼する。

⇒デジタル庁から公開予定の文字の縮退マップについて、公開時期はいつ頃を見込んでいるか。

⇒公開時期については年内目途でお示しする予定である。

○ (4.7 請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理機能について)

金融機関においてこのような運用を現在も行っているかは、意見元の団体に確認が必要と考える。

○ (4.8 公金口座の自動取得、自動照会機能の「実装必須」化について)

公金受取口座の運用について、委員の属する広域連合においては、都度照会の機能が広域標準システムで対応されない限りは、業務に支障をきたすため運用を取り止める旨、通知が出されている。この点について、広域標準システム側の対応については厚労省と協議を行っていただきたい。

○ (5.1 健康管理事業の取り扱いについて)

資料42ページに記載の事務局案については、デジタル庁にて持ち帰り確認して欲しい。

⇒持ち帰り確認し、回答する。

⇒事務局にて、なぜこのような修正案としなければいけなかったのか、具体的な事例を把握していれば、デジタル庁へ提供して欲しい。

⇒全国意見照会等で寄せられた意見のうち、当該部分について抜粋し、デジタル庁へお伝えする。

○ (5.3 機能IDの採番に伴う一覧表の見直しについて)

機能IDは一つ一つの機能を識別するためのものである。仕様書において、ID順に並べて記載することは不要である。

(標準仕様書 1.1 版 (案) について)

○ (機能・帳票要件について1)

機能ID「0250126」について、政令市における実装区分を標準オプション機能から実装必須機能へ変更して欲しい旨の意見が、複数政令市から届いている。政令市のみ必須という要件を標準仕様書に反映することは可能か。

⇒現在デジタル庁にて整理が進められているが、政令市における機能要件については甲類（政令市において法令上規定されている業務を行う際に必要となる機能）と乙類（大量処理に係る機能等、政令市以外の団体においても必要となる機能）に大別され、甲類については実装必須機能、乙類については標準オプション機能として整理されていくものと想定している。整理の結果を踏まえ、政令市における実装区分の列を個別に設け、「政令市のみ実装必須」であることが分かるように資料を記載すること自体は可能だが、どこまでを必須として規定するかについてはデジタル庁と政令市の整理の結果次第という認識。

⇒標準オプション機能から実装必須機能への変更要望が政令市から多数寄せられていることについて、標準オプション機能として規定されていればベンダの判断で実装可能であることから、実装必須にする意味はあまりないと考える。

⇒意見があった政令市においては、標準オプション機能として規定されると、ベンダに実装してもらえない場合があることを懸念しているものと想定している。

○ (機能・帳票要件について2)

機能ID「0250312」の※3について、国保は標準オプション機能として規定されているため、後期においても実装必須機能から標準オプション機能に変更して欲しい旨の意見が複数政令市から届いているため、検討して欲しい。

他にも政令市から機能要件に関する意見が多数届いているため、一覧を事務局に送付してよいか。

⇒該当の機能については、標準オプションとされたい理由は、仮徴収額の変更を「型1」「型2」の形式に縛られたくない（市区町村の独自の条例に基づいて実施しているため）という背景ではないかと考えている。該当の機能要件については、今

回、標準オプションとして機能実装しているため、これにより解決できるのではないかと考えている。むしろ、「型1」「型2」を標準オプションにしてしまうと今の記載の仕方では平準化はどのような方法により実現するかという点が曖昧な機能要件になってしまうと考えている（全ての計算方法が標準オプション扱いになってしまうため）

⇒また、届いている意見について連携いただければ確認はさせていただくが、政令市における機能要件の整理については現在デジタル庁にて整理が進められているため、事務局としてその意見を個別に検討して取り込むということは考えておらずデジタル庁側の整理結果をもって仕様書への反映を行う方針で考えている。

○（機能・帳票要件について3）

機能ID「0250301」の※7において「ルールはユーザにより設定可能なこと」と整理されているが、市区町村毎に異なるルールを設定して問題ないか。

⇒生年月日における不詳日の取り扱いについては、デジタル庁にて業務横並びの方針を示すことを検討していく。

（今後の依頼事項について）

○事前に送付した標準仕様書についてご意見があれば、本紙及び業務フローについては12/12まで、その他資料については12/16までに事務局へ提出いただきたい。